

「2022年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

番号	要望事項	回答	担当課
1	1. 職員問題 ①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。	職員配置につきましては、組織のマネジメントを的確に発揮できる体制を構築した上で、全庁的に体制を整備しております。 また、職員の採用につきましては、引き続き、第7期定員適正化計画に基づき計画的に行ってまいります。	人事部
2	②大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	管理職の女性比率の向上に向けた昇任制度の確立を進めているところであり、引き続き、女性の活躍の更なる推進を図ってまいります。	人事部
3	2. コロナ対応及び物価高対策 ①コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。	一般的な医療相談につきましては、平日のみ対応しておりますが、新型コロナウイルス感染症に関する受診相談につきましては、24時間対応できる電話相談窓口を別途設置しております。 また、コロナで自宅療養されている方に対しては、大阪府にてコロナ陽性者24時間緊急サポートセンターが設置されております。	保健総務課
		DV被害者の相談や保護などの土日や連休の対応につきましては、市ホームページで相談窓口の周知を図るとともに、大阪府や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速かつ適切な支援に努めております。	人権・男女共同参画課
		生活困窮者の土日や連休の対応につきましては、守衛室と連携を図り、電話連絡等により対応を行っております。	保護課
4	②各自自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。	令和3年度につきましては、所得減少者支援事業を実施しております。今後、他市等の動向を注視してまいります。	保護課
5	③生活困難者への上下水道料の減免を行うこと	水道事業は独立採算で運営されており、施設の更新・耐震化などへの影響を考慮すると、生活困難者へ上下水道料の減免を実施することは困難ですが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で料金の支払が困難な方に対しては、御相談により支払の猶予を実施しております。 また、令和4年度は物価高騰等に直面する市民や事業者の経済的負担を軽減するための対応として、水道料金のうち基本料金の全額を4か月分免除する予定です。	経営総務課
6	3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係 ①子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。	実態調査の実施につきましては、大阪府が、本市を含む広域での調査結果に基づき、子どもの貧困対策事業費補助金を創設しており、その活用を基本として、子どもの貧困対策を進めております。 引き続き、国及び府の動向を注視するとともに、現況届等を活用し実態の把握に努めてまいります。	子どもを守る課

番号	要望事項	回答	担当課
7	②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。	子ども及びひとり親家庭医療費助成の自己負担につきましては、持続可能な制度運営をするため、大阪府内共通の取扱として実施されており、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。	市民サービス部 医療助成担当
8	③各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。	社会福祉協議会では善意銀行事業として、市民から預託された金品や地域貢献委員会の施設から預託された食料などを地域の福祉・生活困窮者の支援のために有効活用しています。	福祉総務課
		フードドライブにつきましては、市民及び市内事業所から協力を得て実施しており、集まった食材については、子ども食堂運営団体や市社会福祉協議会に提供しております。 引き続き、子ども食堂運営団体及び生活困窮者自立支援制度等を所管する福祉部門やフードドライブへの協力を得た事業所と連携を図ってまいります。	環境総務課
		子ども食堂につきましては、市補助金による支援を行うとともに、民間からの食材の寄贈の情報提供を行っています。	こどもを守る課
9	④小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。	物価高騰の影響を受ける子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和4年8月から令和5年3月まで間、市民の方の給食費（主食費・副食費）の無償化を実施いたします。	保育課
		今後の学校給食（温かい給食の拡充等）基本方針に基づき進めていくとともに、小中学校の給食費の無償化につきましては、現在困難と考えております。 また、休校中・長期休暇中の給食提供についても予定しておりません。	施設給食課
10	⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。	児童扶養手当の申請時及び現況届時につきましては、国の通知等に基づいて適切に対応しており、必要以上の聞き取りを行うことはございません。 また、必要書類についても、国の通知等に基づき、認定に必要最低限の書類を求めています。	こどもを守る課
11	⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。	学校歯科検診において、要受診と診断された児童・生徒に対しては、受診勧告により受診を促しており、未受診の児童・生徒へは、再度文書による受診勧告や個人懇談の際に受診を呼びかけるなど対応を行っております。 また、口腔崩壊への具体的な対策につきましては、保護者へ複数回呼びかけを行うなど、保護者への接触も行っております。なお、児童・保護者と一緒に歯科医へ診てもらいに行くなど、福祉と連携して対応した事案もございますが、第三者による付き添いなど様々な受診につながる取組を状況に応じて検討してまいります。 給食後の歯磨き指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて取り組んでまいります。また、歯磨き指導以外の口腔内の健康を守る取組につきましても、状況に応じ検討してまいります。	学務課

番号	要望事項	回答	担当課
12	⑦「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。	学校だけでなく、介護事業所など、介護、育児に関わる事業所を含めて調査することが有用であると認識しており、実態把握のための調査実施に向けて検討しているところで す。 また、ヤングケアラーにおける組織の在り方や人材育成について検討してまいります。	高齢介護室
			子どもを守る課
		学校におけるヤングケアラーの実態把握につきましては、教職員、学校向けの調査を終え、児童・生徒個人へのアンケート調査の実施に向け、対象学年や質問項目、実施方法等の検討を行っているところで	教育指導課
13	⑧子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。	奨学金制度につきましては、現在、国の「高等学校等就学支援金」や大阪府の「私立高等学校等授業料支援補助金」、大阪府の非課税世帯・生活保護世帯を対象とした、国公立高等学校等への「奨学のための給付金」などの制度がすでに整備されていることから、現在、制度創設については考えておりません。 また、パンフレットにつきましては、大阪府が作成し、市ホームページで公開しております。	教育政策総務課
14	4. 医療・公衆衛生 ①コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。	地域医療構想につきましては、大阪府からの受託事業として懇話会を実施していますので、必要な意見については懇話会を通じて大阪府に報告してまいります。	保健総務課
		介護老人福祉施設等の従業員に対し、定期的な検査を無料で実施しております。	新型コロナウイルス感染症対策室
15	②第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。	市保健所の機能強化につきましては、新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、保健所の職員だけでなく、他部局からの応援職員の配置により充実を図っております。	保健総務課
16	5. 国民健康保険 ①コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。子どもの均等割は無料とすること。	国民健康保険料につきましては、令和6年度から大阪府統一保険料となることから、被保険者の負担軽減として、令和5年度まで基金残高の範囲内で保険料の急激な増加を抑制し、段階的に引き上げていくこととしています。令和4年度においては、コロナ禍における継続的な経済的影響を踏まえ、基金を活用し、被保険者の負担軽減を図っています。 また、子どもに係る均等割保険料については、軽減額等を拡充するよう国及び府に要望しております。	市民サービス部 国民健康保険担当
17	②多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。	令和6年度に大阪府内統一となる国民健康保険料については、大阪府国民健康保険運営方針において、「府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図る」ことを目的としており、大阪府の運営方針を尊重すべきと認識しております。	市民サービス部 国民健康保険担当

番号	要望事項	回答	担当課
18	③国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。	傷病手当金につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、被用者の療養中の生活を保障するための制度を整備した国民健康保険条例に基づき対応しています。 また、傷病手当金等の周知については、チラシを納付書等に同封し、周知を図るとともに、市ホームページ、市広報誌、パンフレット等で制度を周知しております。	市民サービス部 国民健康保険担当
		新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免につきましては、財源措置をも含め、大阪府や市長会を通じて国に要望しており、引き続き、様々な機会において要望しております。 減免制度の申請につきましては、個人の事情により、多くの添付書類が必要となる場合があることから、申請書を含めた詳細な内容、全てを市ホームページに掲載することは難しいものの、来庁によらない手続を推進していく必要があることから、オンライン申請に向け、検討してまいります。	市民サービス部 徴収・納付担当
19	6. 特定健診・がん検診・歯科健診等 ①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。	特定健康診査につきましては、未受診者への受診勧奨方法の効果を検証し、必要に応じてを勧奨方法を見直すなど、引き続き受診率向上に取り組んでまいります。 がん検診につきましては、新たに、5年前に市が実施する各種がん検診を受診し、以降受診していない人に対して受診勧奨チラシを送付し、受診率の更なる向上に取り組んでまいります。	健康づくり推進課
20	②歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。	歯科口腔保健計画につきましては、寝屋川市の健康増進を総合的に推進するマスタープランである「寝屋川市健康増進計画」に包含し、推進しているところでございます。 歯科口腔保健条例の策定及び成人歯科健康診査の拡大実施並びに訪問歯科診療の実施につきましては、調査・研究を進めてまいります。	健康づくり推進課
		妊婦を対象にした歯科健診につきましては、妊婦の口腔衛生の維持・向上を図るため公費負担（1回）を実施しております。	子育て支援課
21	7. 介護保険・高齢者施策 ①高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。	一般財源からの繰入れによる基準額の引下げにつきましては、国において適当でないと言われております。 国庫負担の引上げにつきましては、調整交付金を国庫負担金と別枠とする要望の引き上げを、引き続き行ってまいります。 介護給付費準備基金の取崩しにつきましては、状況を見極めながら適切に対応してまいります。	高齢介護室
22	②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。	介護保険料独自減免につきましては、令和2年度に所得要件を拡充したところであり、その状況を見極めてまいります。	高齢介護室

番号	要望事項	回答	担当課
23	③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。	低所得者の利用料減免制度につきましては、市独自制度の創設は現時点では考えておりません。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）改定につきましては、個々の事情を確認し、適切に対応してまいります。	高齢介護室
24	④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。 ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること	イ、利用するサービスにつきましては、継続・新規にかかわらず、アセスメントの結果を基に利用者の状態に応じ自立支援に向けたサービスを選択、決定することとなります。また、サービスの利用に当たっては、要介護（要支援）認定申請をすることとしています。 ロ、総合事業の現行相当サービスの単価につきましては、従来額のとおり設定しています。	高齢介護室
25	⑤居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）に対する支援について イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。	イ、ケアプラン検証につきましては、利用者の意向や状態にあった、利用者の自立支援・重度化防止等に資するよりよいサービスの提供を目的に実施してまいります。 ロ、自立支援型地域ケア会議につきましては、介護サービスからの「卒業」を迫るものではなく、利用者本人の自立支援に資するケアマネジメントに関して検討を行う仕組みとして実施しています。	高齢介護室
26	⑥保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。	介護サービスの提供につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき適切に行うとともに、介護予防・自立支援に向けた取組及び介護給付適正化計画に基づく適正化事業を実施してまいります。	高齢介護室
27	⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。	高齢者の見守りにつきましては、より一層地域に根差した取組を推進できるよう、関係機関、事業者とのネットワークの構築を推進してまいります。	高齢介護室
28	⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。	介護保険施設及びグループホーム等の整備につきましては、寝屋川市高齢者保健福祉計画に基づき適切に整備を行います。	高齢介護室
29	⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。	介護職員の処遇改善助成金につきましては、国及び大阪府の動向を注視してまいります。	高齢介護室

番号	要望事項	回答	担当課
30	⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。	補聴器の購入補助につきましては、今後、国の動向を注視してまいります。	高齢介護室
		今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
31	8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療 ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。	法律に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課
32	②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。	国からの通知に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課
33	③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和4年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。	国からの通知に基づき適正に対応してまいります。	障害福祉課
34	④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。	国からの通知に基づき該当するケースを把握した上で、適切に対応してまいります。	障害福祉課
35	⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	法律や国からの通知に基づき、個々の状況に応じて適切に判断し対応してまいります。	障害福祉課
36	⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。	今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
37	⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。	今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課
38	⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業につきましては、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう実施しています。	高齢介護室
39	⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	低所得者に対する利用料の軽減策につきましては、国及び大阪府に対し総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齢介護室
		今後の国の動向を注視してまいります。	障害福祉課

番号	要望事項	回答	担当課
40	⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	重度障害者医療費助成制度につきましては、持続可能な制度運営をするため、大阪府内共通の取扱として実施されており、今後も各市町村との整合を図る必要があると考えています。	市民サービス部 医療助成担当
41	9.生活保護 ①コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。	「扶養照会」につきましては、厚生労働省通知等に基づき対応しております。 生活保護相談時に申請意思を表明した場合は、速やかに申請を受理しております。	保護課
42	②札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。札幌市生活保護ポスター https://www.city.sapporo.jp/fukushiguide/documents/hogoposter.pdf	ポスターの作成につきましては、他市の状況を含めて、その必要性を調査してまいります。	保護課
43	③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。	生活保護の実施体制につきましては、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び支援員等を配置しております。 生活保護の適正実施を図るため、研修会等への参加や職場内研修を実施しております。 窓口等において、申請者に対しては、丁寧な対応を行っております。	保護課
44	④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。	家庭訪問につきましては、世帯の状況に応じて行っております。	保護課
45	⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)	「しおり」や「手引き」につきましては、必要に応じて変更等を行い、分かりやすく、必要な情報を掲載しております。 「しおり」は、窓口カウンターに備えております。申請書は、相談で申請の意思を明らかにされた方に説明を添えてお渡ししています。	保護課
46	⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。	国が令和5年度からマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を導入することを決定したことを踏まえ、国の動向を注視してまいります。健診につきましては、他課と連携して受診の案内を行っております。	保護課
47	⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	警察OBにつきましては、窓口での暴力的言動等に対応するため、引き続き配置します。 本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取組であり、引き続き適切に実施します。	保護課
48	⑧生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。	生活保護基準につきましては、厚生労働省通知に基づいて対応します。	保護課
49	⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	住宅扶助につきましては、個々の生活保護世帯の状況に応じて、経過措置の適用や特別基準の設定を行っております。	保護課

番号	要望事項	回答	担当課
50	⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。	法令及び厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課
51	⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	厚生労働省通知等に基づき対応するとともに、国の動向を注視してまいります。	保護課